

役員等の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人上田市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第22条第2項及び第37条第2項に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について定め、一般財団法人としての適正な役員報酬の支給を行うことを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員は無報酬とする。ただし、非常勤の役員のうち、重要な役務を提供する者に対しては報酬を支給することができる。ただし、常勤役員のうち当協会事務局職員を兼務する役員については、報酬を支給しない。

(非常勤役員等の報酬等)

第3条 非常勤役員のうち、本協会の業務執行理事・監事に対しては、重要な役務を提供する者として、別表1に定める職務手当を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本人から支給辞退の申し入れがあった場合には、手当は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、次の会議等に出席したときは、別表2に定める交通費相当額を費用弁償することができる。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 理事会への出席
- (3) 監事による監査の実施
- (4) 委員会への出席

(旅費の支給)

第5条 役員等が出張した場合には、「一般財団法人上田市スポーツ協会 旅費規程」に基づき費用を弁償する。

(支給方法)

第6条 費用弁償は、会議当日に支給するものとする。ただし、会長が特に認めるときは、出席及び任務確定後、後日支給することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (令和3年6月22日評議員会決議)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日理事会決議)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

非常勤役員等の報酬基準 (1名あたり時給1,000円を基本とする。)	日額 5,000円以内
---------------------------------------	-------------

別表2 (第4条関係)

別表区分	交通費相当額
一律とする。	1,000円